

白馬村の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

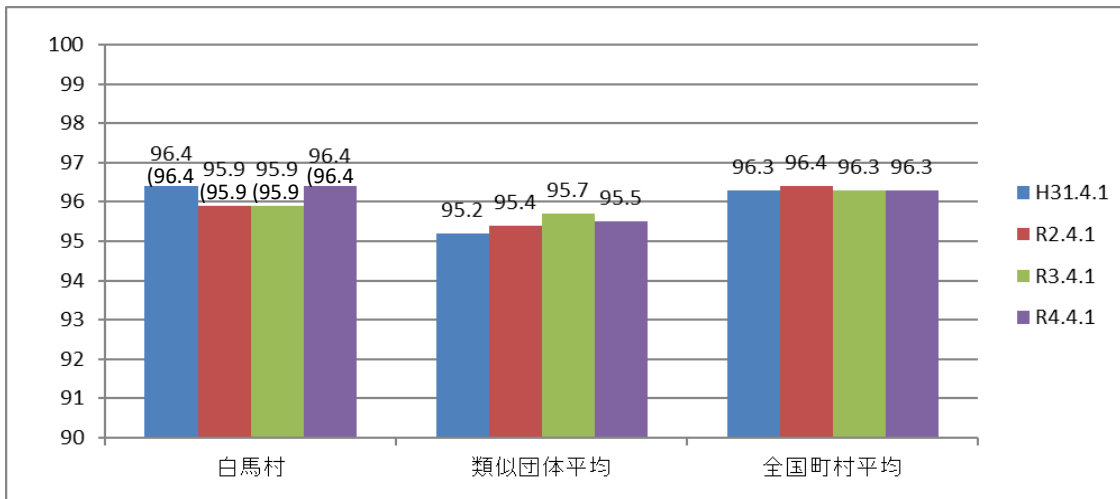
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	8,513	6,848,676	139,741	1,030,600	15.0	13.8

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人あたりの 給与費 B/A	(参考) 類似団体 1人あたりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	95	316,254	51,725	122,770	490,749	5,166	5,488

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。

(3)ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

白馬村は該当していません。

(4) 給与改定の状況

(注)白馬村には人事委員会がありませんので、この欄の記載はしていません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

実施 未実施

給与改定実施時期	平成27年4月1日
内 容	一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層に係る号俸については引下げなし。高齢層に係る号俸については、最大4%程度の引き下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

国の指定する対象地域でないため、引き続き支給無し。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日より実施)

(6) 特記事項について

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白馬村	40.7歳	2,943百円	3,286百円	3,219百円
長野県	45.1歳	3,306百円	3,916百円	3,644百円
国	42.7歳	3,237百円	4,050百円	-
類似団体	40.6歳	2,938百円	3,376百円	3,183百円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		白馬村	長野県	国
一般行政職	大学卒 (上級試験)	182,200円	195,800円	182,200円
	高校卒 (初級試験)	150,600円	162,300円	150,600円

(3) 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

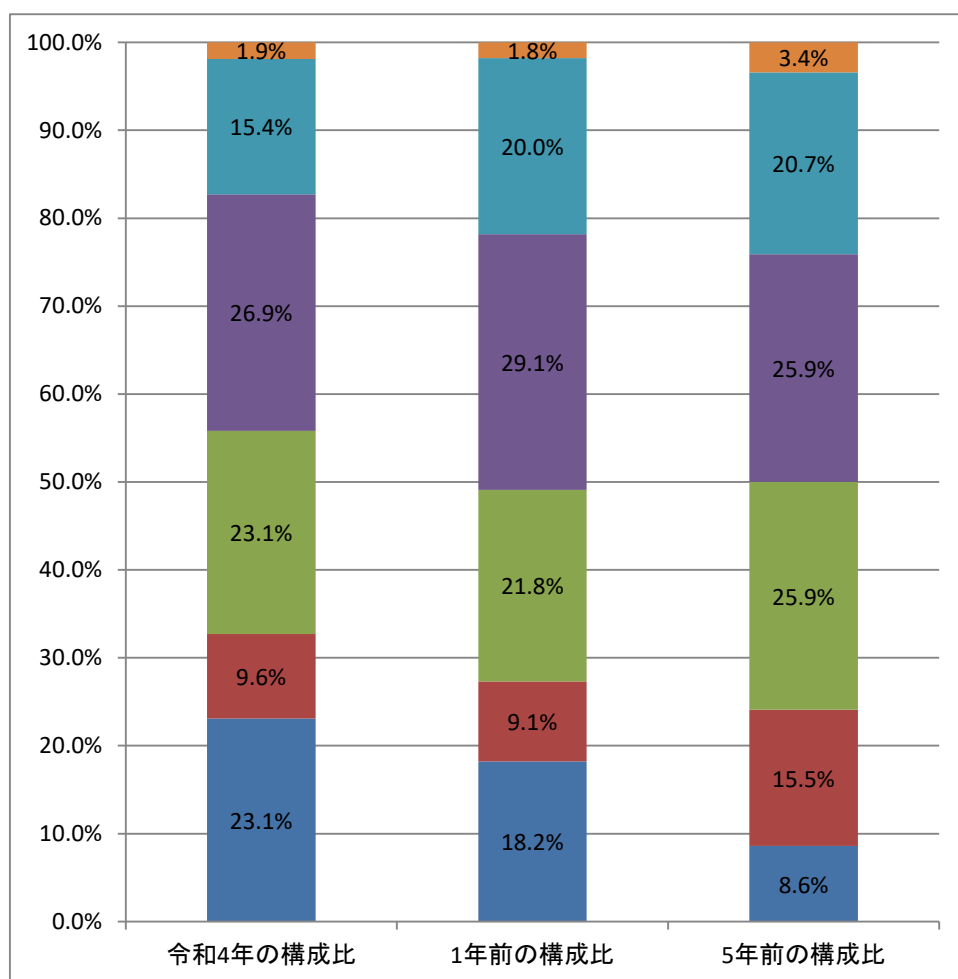
区分		経験年数 5年以上10年未満	経験年数 10年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	229,980円	284,371円	361,500円	372,400円
	高校卒	183,400円	233,800円	-	364,200円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

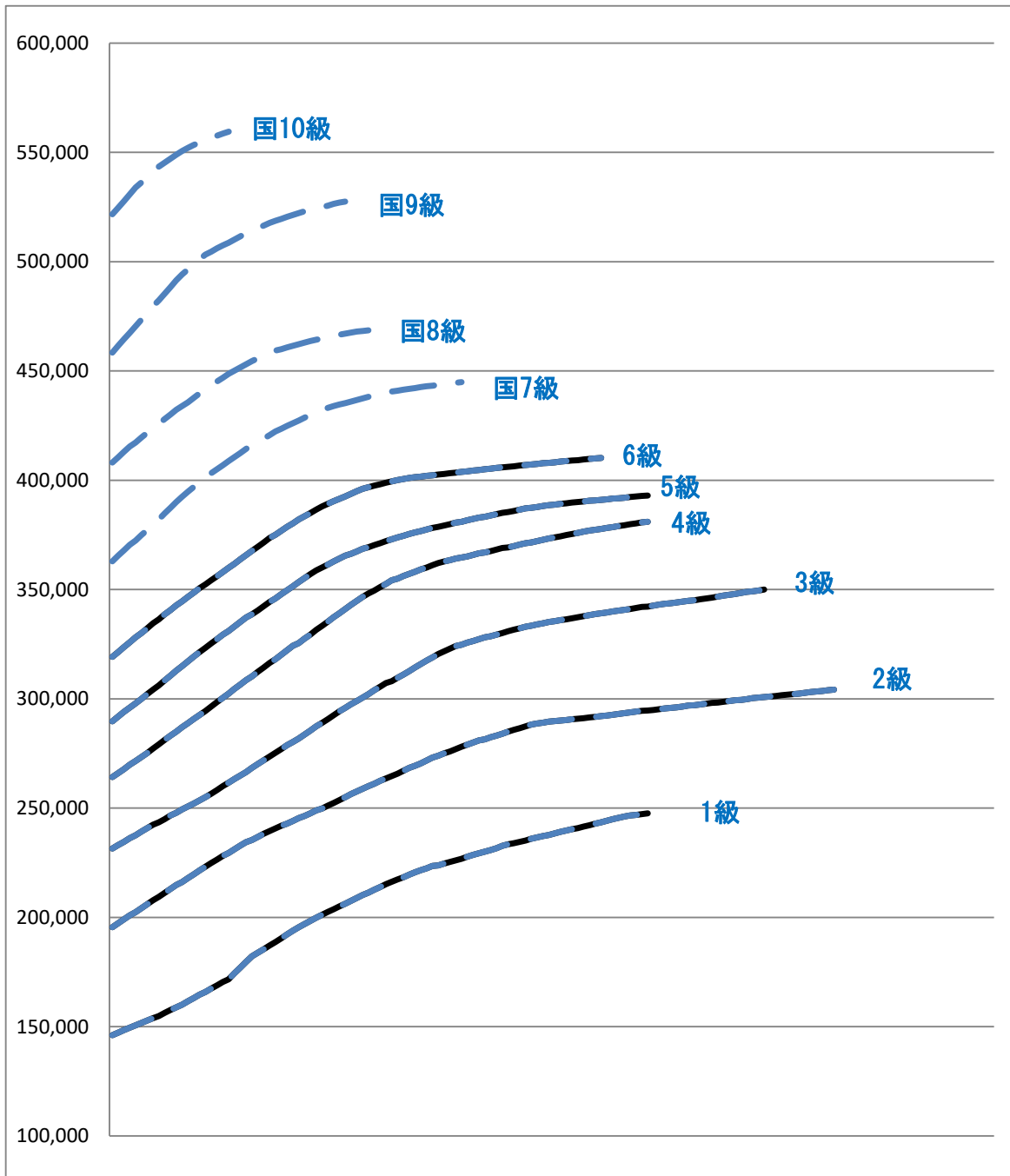
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	12	23.1%	146,100円	247,600円
2級	主任	5	9.6%	195,500円	304,200円
3級	主査、主幹	12	23.1%	231,500円	350,000円
4級	係長、課長補佐	14	26.9%	264,200円	381,000円
5級	課長	8	15.4%	289,700円	393,000円
6級	参事、課長	1	1.9%	319,200円	410,200円

(注) 1 白馬村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級、4級及び5級をそれぞれ統合している。)

国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和4年4月1日現在)



(2)昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに おける運用	白馬村		国	
	管理職	一般職	管理職	一般職
<input checked="" type="checkbox"/> 人事評価を実施している	○	○	○	○
<input checked="" type="checkbox"/> 上位、標準、下位の区分			○	○
<input type="checkbox"/> 上位、標準の区分				
<input type="checkbox"/> 標準、下位の区分				
<input type="checkbox"/> 標準の区分のみ(一律)				
<input type="checkbox"/> 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白馬村	長野県	国
1人あたりの平均支給額(令和3年度) 1,393千円	1人あたりの平均支給額(令和3年度) 1,644千円	-
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 (1.35月分) (0.90月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(白馬村)

令和4年度中における運用	白馬村		国	
	管理職	一般職	管理職	一般職
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
上位、標準、下位の成績率			○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

白馬村			国		
[支給率]	自己都合	応募認定・定年	[支給率]	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
[その他の加算措置] 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) [1人あたり平均支給額] 3,596千円			[その他の加算措置] 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	0円		
支給職員1人あたり平均支給年額(令和3年度決算)	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度決算)	0.0%		
手当の種類	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病の防疫	1回 1,000円
危険作業手当	塩素滅菌作業に従事する職員 塵芥、廃棄物処理に従事する職員	塩素滅菌作業	1回 1,000円
		塵芥、廃棄物処理	1回 1,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手	行旅病人取扱に従事する職員 行旅死亡取扱に従事する職員	行旅病人の取扱	1件 1,000円
		行旅死亡人の取扱	1件 3,000円
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支給単価
野犬捕獲手当	野犬捕獲に従事する職員	野犬の捕獲	1回 500円
有害鳥獣駆除手当	有害鳥獣の捕獲又は補殺等に従事する職員	有害鳥獣の捕獲又は補殺等	1回 1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	18,813千円
職員1人あたり平均支給年額	204千円
支給実績(令和2年度決算)	10,324千円
職員1人あたり平均支給年額	108千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2・3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象職員とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内	支給実績(令和3年度)	支給職員1人あたり平均支給年額(令和3年度)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ	-	8,831千円	239千円	
	配偶者					6,500円
	配偶者以外の扶養親族					6,500円
	扶養親族たる子					10,000円
	扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算	5,000円				
住居手当	借家 家賃に応じて支給 上限27,000円	同じ	-	5,482千円	228千円	
通勤手当	交通機関等の利用者 運賃等相当額が55,000円以下については運賃相当額	同じ		2,942千円	60千円	
	自動車、自転車等使用者 通勤距離に応じて支給	異なる	2Km以上5Km未満区分で+300円 5Km以上10Km未満区分で+200円			
	2Km未満					不支給
	2Km以上5Km未満					2,300円
	5Km以上10Km未満					4,400円
	10Km以上15Km未満					7,100円
	15Km以上20Km未満					10,000円
	20Km以上25Km未満					12,900円
	25Km以上30Km未満					15,800円
	30Km以上35Km未満					18,700円
	35Km以上40Km未満					21,600円
	40Km以上45Km未満					24,400円
	45Km以上50Km未満					26,200円
	50Km以上55Km未満					28,000円
55Km以上60Km未満	29,800円					
60Km以上	31,600円					

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内	支給実績 (令和3年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度)								
管理職手当	<table border="1"> <tr> <td>総務課長</td> <td>50,800円</td> </tr> <tr> <td>総務課長以外の課長</td> <td>43,100円</td> </tr> <tr> <td>総務課長補佐兼総務係長</td> <td>39,100円</td> </tr> </table>	総務課長	50,800円	総務課長以外の課長	43,100円	総務課長補佐兼総務係長	39,100円	異なる	国は俸給の特別調整額として支給	7,285千円	520千円		
総務課長	50,800円												
総務課長以外の課長	43,100円												
総務課長補佐兼総務係長	39,100円												
宿日直手当	一般の宿日直 1回4,400円	同じ	-	2,218千円	24千円								
管理職員特別勤務手当	管理職が休日等に勤務した場合に支給 課長 1回6,000円 総務課長補佐兼総務係長 1回4,000円 (6時間以上勤務した場合 150/100)	異なる	区分・支給額が異なる	78千円	78千円								
寒冷地手当	下記区分により11月から翌年3月までの間月額支給 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">世帯主</td> <td>扶養あり</td> <td>17,800円</td> </tr> <tr> <td>扶養なし</td> <td>10,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の職員</td> <td>7,360円</td> </tr> </table>	世帯主	扶養あり	17,800円	扶養なし	10,200円	その他の職員		7,360円	同じ	-	5,408千円	61千円
世帯主	扶養あり		17,800円										
	扶養なし	10,200円											
その他の職員		7,360円											

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	村長	696,000円()	(参考)類似団体における最高/最低額 最高 850,000円/最低 505,800円
	副村長	591,000円()	最高 710,000円/最低 473,100円
報酬	議長	304,000円()	最高 360,000円/最低 205,000円
	副議長	240,000円()	最高 300,000円/最低 175,000円
	議員	216,000円()	最高 280,000円/最低 155,000円
期末手当	村長	〔令和4年度支給割合〕	
	副村長	3.25月分	
	議長	〔令和4年度支給割合〕	
	副議長 議員	3.25月分	
退職手当	村長	〔算定方式〕 給料月額(696,000円) × 在職月数 × 0.425	〔1期の手当額〕 14,198千円 〔支給時期〕 任期毎
	副村長	給料月額(591,000円) × 在職月数 × 0.254	7,205千円 任期毎
その他手当	村長	通勤手当、寒冷地手当	
	副村長	支給率、支給額は一般職と同様	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和4年4月1日現在)

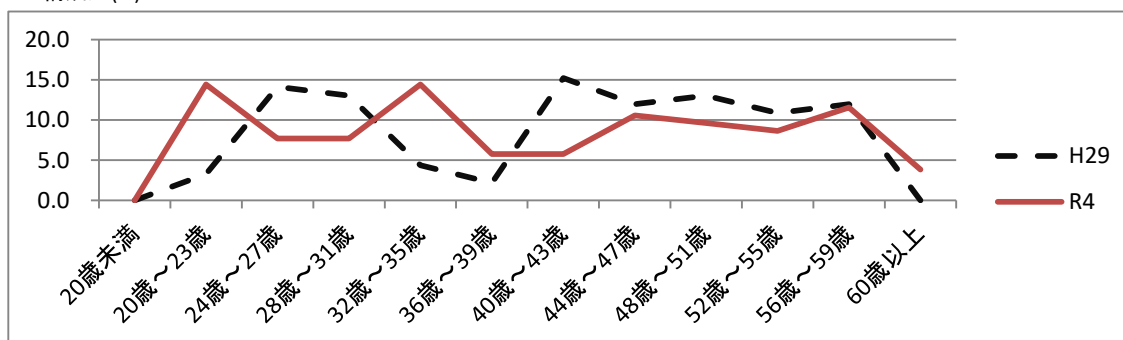
分	区	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	議会	2	2	0	
	総務	17	15	▲ 2	庁内機構改革のため
	税務	10	10	0	
	農林水産	9	9	0	
	商工	3	3	0	
	土木	6	6	0	
	民生	31	31	0	
	衛生	5	5	0	
	計	83	81	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.84人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 114.77人)
	教育	12	14	2	庁内機構改革のため
小計	95	95	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 112.40人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 136.25人)	
公営企業等会計部門	水道	4	4	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	2	2	0	
	小計	9	9	0	
合計		104 [115]	104 [115]	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 123.05人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)

構成比(%)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	15	8	8	15	6	6	11	10	9	12	4	104

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 部門	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5年間の 増減数(率)
普通会計	83	87	90	95	95	95	12(14.5%)
公営企業会計等計	9	9	9	9	9	9	0(0.0%)
総合計	92	96	99	104	104	104	12(13.0%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R2年度の総費用 に占める職員給 与費比率
令和3年度	224,966千円	64,466千円	36,349千円	16.2%	16.2%

(注)職員給与費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

区分	職員数 A	給与費				1人あたりの 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	4人	千円 17,337	千円 1,551	千円 5,930	千円 24,818	千円 6,205

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は令和3年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
白馬村	36.3歳	2,664百円	2,811百円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職員の基本給の平均額です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	一般職
[1人当たりの平均支給額(令和3年度)] 1,209千円	1人あたりの平均支給額(令和3年度) 1,393千円
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)
[加算措置の状況] 職務の級による加算措置 ・役職加算 5~15%	[加算措置の状況] 職務の級による加算措置 ・役職加算 5~15%

イ退職手当(令和4年4月1日現在)

企業職			一般行政職		
[支給率]	自己都合	応募認定・定年	[支給率]	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
[その他の加算措置] 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			[その他の加算措置] 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		

ウ特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		-	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和3年度決算)		-	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度決算)		-	
手当の種類		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病の防疫	1回 1,000円
危険作業手当	塩素減菌作業に従事する職員 塵芥、廃棄物処理に従事する職員	塩素減菌作業	1回 1,000円
		塵芥、廃棄物処理	1回 1,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手	行旅病人取扱に従事する職員 行旅死亡取扱に従事する職員	行旅病人の取扱	1件 1,000円
		行旅死亡人の取扱	1件 3,000円
野犬捕獲手当	野犬捕獲に従事する職員	野犬の捕獲	1回 500円
有害鳥獣駆除手当	有害鳥獣の捕獲又は補殺等に従事する職員	有害鳥獣の捕獲又は補殺等	1回 1,000円

エ時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	514千円
職員1人あたり平均支給年額	129千円
支給実績(令和2年度決算)	541千円
職員1人あたり平均支給年額	135千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2・3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象職員とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オその他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	支給実績 (令和3年度)	支給職員1人あたり平均支給年額 (令和3年度)
扶養手当	187千円	187千円
住居手当	234千円	234千円
通勤手当	182千円	91千円
寒冷地手当	228千円	57千円

(注) 手当の支給に関する内容及び支給単価、国の制度との異動と異なる内容は、一般行政職と同様。